

大阪市水道事業管理規程第13号

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(手当)</p> <p>第11条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、第3条に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。この場合において、給与規程第21条第6項中「任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は<u>育児休業法</u>第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）」と、<u>同条第7項</u>中「任期付職員等」とあるのは「<u>会計年度任用職員</u>」と、給与規程第23条第1項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員、<u>育児短時間勤務職員等</u>及び<u>育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用短時間勤務職員」と、給与規程第25条第1項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週</p> | <p>(手当)</p> <p>第11条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、第3条に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。この場合において、給与規程第21条第4項中「任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）」と、<u>同条第5項</u>中「任期付職員等」とあるのは「<u>会計年度任用職員</u>」と、給与規程第23条第1項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員、<u>育児短時間勤務職員等</u>及び<u>育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員</u>」とあるのは「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用短時間勤務職員」と、給与規程第25条第1項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整</p> |

間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数（その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数）で除して得た額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数（その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数）で除して得た額（日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあっては、給料日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。）」と読み替えるものとする。

- 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、100分の106.25（給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、100分の126.25）とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤（局長が定めるものを除く。以下同じ。）のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。

手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数（その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数）で除して得た額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じて得た数（その数に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げた数）で除して得た額（日額による給料を受ける会計年度任用短時間勤務職員にあっては、給料日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。）」と読み替えるものとする。

- 2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、100分の107.5（給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、100分の127.5）とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤（局長が定めるものを除く。以下同じ。）のため勤務しなかった職員又は法第29条の

以下「懲戒処分」という。)をうけた職員
にあつては、欠勤の日数及び懲戒処分の種
類を考慮して局長が定める割合とする。

(給与の減額)

第12条 会計年度任用職員が所定の勤務日又
は勤務時間中に勤務しないときは、その勤
務しないことについての局長の承認(次に
掲げるものを除く。)があつた場合を除く
ほか、その勤務しない1日又は1時間につ
き、勤務1日又は1時間当たりの給与額を
その者に支給すべき給与の額から減額す
る。

(1) 大阪市水道局会計年度任用職員の勤務
時間、休日、休暇等に関する規程(令和
元年大阪市水道事業管理規程第7号)第
11条第1項第10号、第11号又は第20号の
規定による特別休暇の承認

[(2)~(5) 略]

[2 略]

規定による懲戒処分(免職を除く。以下
「懲戒処分」という。)をうけた職員にあ
つては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を
考慮して局長が定める割合とする。

(給与の減額)

第12条 [同左]

(1) 大阪市水道局会計年度任用職員の勤務
時間、休日、休暇等に関する規程(令和
元年大阪市水道事業管理規程第7号)第
11条第1項第7号、第10号、第11号、第
15号、第17号、第18号又は第20号の規定
による特別休暇の承認

[(2)~(5) 同左]

[2 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。